

あっせん利得処罰法の制定、企業献金の全面禁止を求める決議

むだな公共事業の削減という課題とともに、公共事業を食い物にする癒着の真相を究明し、再発防止策を打ち出すことは、国会に求められている責務である。

なかでも、中尾元建設相の逮捕をきっかけに世論が高まっている「あっせん利得罪」の創設は急務である。現行の刑法では、族議員と呼ばれる国会議員が企業の便宜を図って賄賂をもらっていても、職務権限や請託の有無が壁となって、摘発できないことがしばしばである。「あっせん利得罪」は、国会議員が地位を利用し、行政に口をきいて見返りに金銭をもらうのを禁止するもので、政治腐敗行為を規制する法律である。

さきの臨時国会に野党四党は「あっせん利得処罰法案」を提出したが、審議も行われずに先送りになったことは極めて重大である。

よって、本市議会は、政府に対し、政治腐敗をなくすための最小限の規制である「あっせん利得処罰法」を早期に成立させること、あわせて政界と企業の癒着を完全に断ち切り、金権腐敗政治を一掃するために、その温床となっている企業・団体献金の完全禁止を強く求めるものである。

上記、決議する。

平成12年 9月27日

三 鷹 市 議 会